

令和3年度 第1回 豊島区政策評価委員会 次第

令和3年11月2日（火）
18時00分から
於：庁議室（庁舎5階）

1. 開 会
2. 委員長選任
3. 副委員長指名
4. 会議録等の取り扱い
5. 議 事
 - (1) 令和3年度政策評価委員会の開催スケジュール案について
 - (2) 令和2年度施策評価（令和3年度実施）結果の総括について
 - (3) 後期基本計画案の進捗を測る指標および目標値の設定について
 - ・個別の指標および目標値の設定について
 - ・後期基本計画全体を俯瞰しての指標に対するご意見
 - (4) その他

【資料】

- (資料1) 令和3年度政策評価委員会の開催スケジュール案
- (資料2-1) 令和2年度施策評価の実施結果
- (資料2-2) 令和2年度施策評価結果の総括
- (資料3-1) 後期基本計画の策定に向けた検討状況
- (資料3-2) 指標に係る課題整理と議論の方向性について
- (資料3-3) 後期基本計画における指標および目標値の設定方針
- (資料3-4) 後期基本計画の施策およびその進捗を測る指標と目標値（案）
- (資料3-5) 資料に関してご意見等をいただきたい事項について
- (資料3-6) 施策の進捗状況を測る参考指標の目標値の設定根拠について

【参考資料】

- (参考1) 豊島区政策評価委員会委員名簿（令和3年度）
- (参考2) 政策評価委員会に関する条例の抜粋
- (参考3) 豊島区政策評価委員会運営要綱
- (参考4) 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱
- (参考5) 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱運用方針

令和3年度政策評価委員会の開催スケジュール案

第1回 11/ 2 (火) 18:00-20:00

議事内容：基本計画指標とその目標値の確認について

- ・ 個別の指標および目標値の設定について
- ・ 後期基本計画全体を俯瞰しての指標に対するご意見

確認いただきたい視点

- (1) 施策ごとに設定された指標が施策の進捗を適切に測れる指標となっているか
- (2) 2030年、2025年の目標値が目指すべきゴールとして適切な水準になっているか
- (3) 次年度以降に施策評価を行っていくに際して見直すべき点はあるか

第2回 1月上旬(予定)

議事内容：基本計画の進捗管理方法（施策評価方法）について

確認いただきたい視点

- 基本計画の1年延期に伴い、令和4年度実施の施策評価の扱いをどうするか
(令和3年度の施策目標値は設定されていない)

令和 2 年度豊島区行政評価 (施策評価)

施策別評価結果一覧

令和 3 年度実施
政策経営部行政経営課

「施策達成状況」について

「施策達成状況」についての結果です。

達成状況の区分は次のとおりです。

施策達成状況		達成基準
S	目標超過達成	指標達成度 130%以上
A	達成	指標達成度 100~130%未満
B	相当程度達成	指標達成度 70~100%未満
C	未達成	指標達成度 40~ 70%未満
D	大きく未達成	指標達成度 0~ 40%未満

施策評価結果一覧

地域づくりの方向	政策	施策No.	施策	重点	施策達成率 R02	施策達成評価 R02	評価 担当部	外部評価 実施年度	
あらゆる主体が 参画しながらまちづくりを実現 していくまち	参画と協働の推進	1-1-1	区民参画の推進		100.4%	A: 達成	区民部		
		1-1-2	多様な主体による連携・協働の促進【重点】	○	100.0%	A: 達成	区民部		
	地域力の向上	1-2-1	地域を担う人材・団体の育成支援		69.8%	C: 未達成	区民部		
		1-2-2	地域における活動拠点の充実【重点】	○	81.0%	B: 相当程度達成	区民部	29	
多様性を尊重し 合えるまち	多文化共生の推進	2-1-1	国際理解の推進【重点】	○	48.4%	C: 未達成	政策経営部		
		2-1-2	外国人住民とのコミュニティの形成・促進		157.5%	S: 目標超過達成	政策経営部	R1	
	平和と人権の尊重	2-2-1	平和と人権意識の普及・啓発		139.9%	S: 目標超過達成	総務部		
		男女共同参画社会の実現	2-3-1	あらゆる分野における男女共同参画の推進【重点】	○	79.2%	B: 相当程度達成	総務部	30
	2-3-2		ワーク・ライフ・バランスの推進		87.6%	B: 相当程度達成	総務部		
	2-3-3	配偶者等暴力防止対策の充実		118.0%	A: 達成	総務部			
すべての人が 地域で共に生 きていけるまち	地域福祉の推進	3-1-1	福祉コミュニティの形成		72.3%	B: 相当程度達成	保健福祉部		
		3-1-2	総合的・包括的なケア基盤の充実【重点】	○	119.5%	A: 達成	保健福祉部		
		3-1-3	福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進		163.6%	S: 目標超過達成	保健福祉部		
	地域における自立生活支援	3-2-1	日常生活への支援【重点】	○	291.4%	S: 目標超過達成	保健福祉部		
		3-2-2	就労支援の強化		131.7%	S: 目標超過達成	保健福祉部		
		3-2-3	社会参加の促進		118.0%	A: 達成	保健福祉部	29	
		3-2-4	介護予防の推進		578.6%	S: 目標超過達成	保健福祉部		
	健康な生活の維持・増進	3-3-1	がん・生活習慣病対策等の推進		79.5%	B: 相当程度達成	池袋保健所	28	
		3-3-2	こころと体の健康づくりの推進【重点】	○	97.4%	B: 相当程度達成	池袋保健所		
		3-3-3	健康危機管理の強化		55.5%	C: 未達成	池袋保健所		
		3-3-4	地域医療体制の充実		94.7%	B: 相当程度達成	池袋保健所		
	子どもを共に育 むまち	子どもの自己形成・参加支援	4-1-1	子どもの社会参加・参画の促進		66.4%	C: 未達成	子ども家庭部	
			4-1-2	困難を有する子どもやその家族への支援【重点】	○	133.3%	S: 目標超過達成	子ども家庭部	29
4-1-3			子どもの成長を地域で支えるための環境整備		64.1%	C: 未達成	子ども家庭部		
子ども・子育て支援の充実		4-2-1	地域の子育て支援の充実		95.0%	B: 相当程度達成	子ども家庭部		
		4-2-2	保育施設・保育サービスの充実【重点】	○	98.5%	B: 相当程度達成	子ども家庭部		
学校における教育		4-3-1	「確かな学力」の育成		72.2%	B: 相当程度達成	教育部		
		4-3-2	「豊かな人間性」の育成		89.7%	B: 相当程度達成	教育部		
		4-3-3	「健やかな心と体」の育成【重点】	○	100.6%	A: 達成	教育部		
		4-3-4	教師力の向上と教育環境の整備		101.7%	A: 達成	教育部		
地域に信頼される教育		4-4-1	家庭教育の支援		83.2%	B: 相当程度達成	教育部		
		4-4-2	地域人材の活用		—	—	教育部		
		4-4-3	学校施設の整備【重点】	○	100.0%	A: 達成	教育部		
未来を切り拓くとしまの子の育 成		4-5-1	新しい時代を拓く教育の推進【重点】	○	102.6%	A: 達成	教育部	30	
		4-5-2	幼児教育プログラムの展開		102.7%	A: 達成	教育部		

施策評価結果一覧

地域づくりの方向	政策	施策No.	施策	重点	施策達成率 R02	施策達成評価 R02	評価 担当部	外部評価 実施年度	
みどりのネットワークを形成する環境のまち	みどりの創造と保全	5-1-1	みどりの拠点拡大【重点】	○	108.3%	A: 達成	都市整備部		
		5-1-2	みどりのネットワークの形成		329.5%	S: 目標超過達成	環境清掃部	30	
	環境の保全	5-2-1	低炭素地域社会づくりの推進		104.3%	A: 達成	環境清掃部		
		5-2-2	自然との共生の推進		67.4%	C: 未達成	環境清掃部		
		5-2-3	地域美化の推進【重点】	○	102.9%	A: 達成	環境清掃部		
		5-2-4	都市公害の防止		110.1%	A: 達成	環境清掃部		
	ごみ減量・清掃事業の推進	5-3-1	3Rの推進【重点】	○	76.0%	B: 相当程度達成	環境清掃部		
		5-3-2	安定的で適正なごみ処理の推進		95.2%	B: 相当程度達成	環境清掃部		
人間優先の基盤が整備された安全・安心のまち	文化と魅力を備えたまちづくり	6-1-1	地域の特性を生かした市街地の形成		157.7%	S: 目標超過達成	都市整備部		
		6-1-2	池袋副都心の再生【重点】	○	153.3%	S: 目標超過達成	都市整備部		
		6-1-3	活力ある地域拠点の再生		111.3%	A: 達成	都市整備部		
		6-1-4	新・旧庁舎を活用した文化にぎわいの創出		143.8%	S: 目標超過達成	都市整備部		
	魅力ある都心居住の場づくり	6-2-1	安全・安心に住み続けられる住まいづくり【重点】	○	111.1%	A: 達成	都市整備部		
		6-2-2	良質な住宅ストックの形成		57.6%	C: 未達成	都市整備部	30	
	魅力をささえる交通環境づくり	6-3-1	総合交通戦略の推進		87.3%	B: 相当程度達成	都市整備部		
		6-3-2	道路・橋梁の整備と維持保全【重点】	○	104.9%	A: 達成	土木担当部	R1	
		6-3-3	自転車利用環境の充実		96.0%	B: 相当程度達成	都市整備部		
	災害に強いまちづくり	6-4-1	災害に強い都市空間の形成【重点】	○	80.3%	B: 相当程度達成	都市整備部		
		6-4-2	自助・共助の取組みへの支援		64.0%	C: 未達成	総務部		
		6-4-3	被害軽減のための応急力対応力向上		44.0%	C: 未達成	総務部		
		6-4-4	無電柱化の推進		100.0%	A: 達成	土木担当部		
		6-4-5	総合治水対策の推進		99.2%	B: 相当程度達成	土木担当部		
	日常生活における安全・安心の強化	6-5-1	治安対策の推進【重点】	○	120.2%	A: 達成	総務部	29	
		6-5-2	交通安全対策の推進		112.0%	A: 達成	都市整備部		
	魅力と活力にあふれるにぎわいのまち	産業振興による都市活力創出	7-1-1	新たなビジネスの支援の展開【重点】	○	99.2%	B: 相当程度達成	文化商工部	
			7-1-2	地域産業の活性化		73.3%	B: 相当程度達成	文化商工部	
7-1-3			消費者権利の実現支援		69.4%	C: 未達成	文化商工部		
観光による賑わいの創出		7-2-1	観光資源の発掘と活用【重点】	○	59.1%	C: 未達成	文化商工部		
		7-2-2	魅力的な観光情報の発信		34.0%	D: 大きく未達成	文化商工部		
		7-2-3	来街者の受入環境の整備		112.6%	A: 達成	文化商工部	28	
伝統・文化と新たな息吹きが融合する魅力を世界に向けて発信するまち	アート・カルチャーによるまちづくりの推進	8-1-1	多様な芸術・文化の創造と創造環境の整備		91.5%	B: 相当程度達成	文化商工部		
		8-1-2	地域文化・伝統文化の継承と発展		138.7%	S: 目標超過達成	文化商工部		
		8-1-3	交流の推進による賑わいと発展の共有		74.7%	B: 相当程度達成	文化商工部		
		8-1-4	アート・カルチャーによる魅力の発信【重点】	○	55.9%	C: 未達成	文化商工部		
	生涯学習・生涯スポーツの推進	8-2-1	多様な学習活動への支援		83.7%	B: 相当程度達成	文化商工部		
		8-2-2	スポーツ・レクリエーション活動の推進【重点】	○	71.0%	B: 相当程度達成	文化商工部		
		8-2-3	学びを通じた仲間づくり・地域づくり		55.0%	C: 未達成	文化商工部		

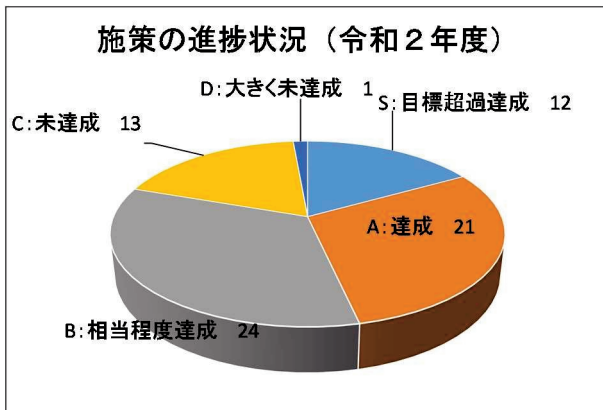
令和2年度施策評価結果の総括

1 施策評価結果の総括

(1) 施策の進捗状況

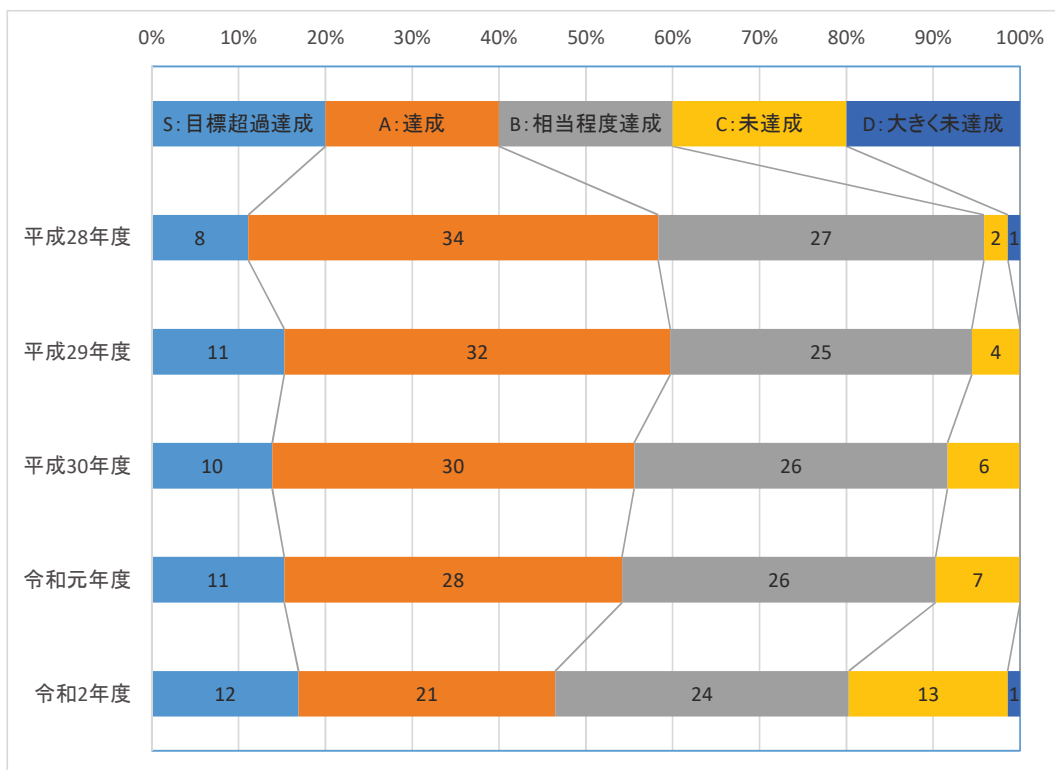
全 72 施策について設定した指標に基づく施策の評価結果は以下のとおり。

【施策の進捗状況（令和2年度）】



達成状況	指標達成度
S：目標超過達成	130%以上
A：達成	100～130%未満
B：相当程度達成	70～100%未満
C：未達成	40～70%未満
D：大きく未達成	0～40%未満

【進捗状況の時系列推移】



⇒ 令和2年度の評価では、当初に設定した目標を達成した施策が 33 と前年比で大幅に減っている。これは新型コロナによる影響が大きく、施策ごとに進捗の評価は分かれる。

後期基本計画の策定に向けた検討状況

資料3-1

	2020年度					2021年度											
	～11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全体の流れ	前期の評価と後期計画策定方針の検討					後期計画の具体的内容の検討										パブリックコメント	答申
基本構想 審議会	第1回 11/11			第2回 2/26	第3回 3/22				第4回 7/20		第6回 9/2						
	全体スケジュールと進め方			前期基本計画の進捗状況	課題整理と検討の方向性				政策・施策の体系、施策と指標、目標値		基本計画素案（重点施策の選定）						
指標、目標値の設定プロセス	政策評価委員会①（9月）			前期72施策の成果指標の達成状況の総括	指標に関する課題整理等	指標と目標値の設定			施策ごとの指標設定に向けたチェックシート	指摘等を踏まえた見直し	施策ごとの指標設定に向けたチェックシート（修正版）	政策評価委員会① 11/2		政策評価委員会② 月上旬			
				【資料3-2】 指標に係る課題整理と議論の方向性について		【資料3-3】 後期基本計画における指標および目標値の設定方針					【資料3-4】 後期基本計画の施策およびその進捗を測る指標と目標値(案)						

指標に係る課題整理と議論の方向性について

資料 3 - 2

■ 政策評価委員会での取り組み

- ⇒ 基本計画の進捗管理のため、施策に対する外部評価を実施。
- ⇒ 目標を大幅に達成、もしくは大幅に未達成の施策を抽出し外部評価を実施。
全体として施策の進捗について概ね妥当との評価をいただいた。

【政策評価委員会の所掌事務】

- (1) 区が実施する行政評価の実施方法に関すること
- (2) 区が実施した行政評価の結果に関すること
- (3) **基本計画の進捗状況に関すること**
- (4) 実施計画の策定に関すること
- (5) 政策提言に関すること
- (6) その他必要な事項

【外部評価の実施状況】

※28年度は試行実施

実施年度	施策No	施策名	所管部局
28年度※	3-3-1	がん・生活習慣病対策等の推進	池袋保健所
	7-2-3	来街者の受入環境の整備	文化商工部
29年度	1-2-2	地域における活動拠点の充実	区民部
	3-2-3	社会参加の促進	保健福祉部
	4-1-2	困難を有する子どもやその家族への支援	子ども家庭部
	6-5-1	治安対策の推進	総務部(危機管理)
30年度	2-3-1	あらゆる分野における男女共同参画の推進	総務部
	4-5-1	新しい時代を拓く教育の推進	教育部
	5-1-2	みどりのネットワークの形成	環境清掃部
	6-2-2	良質な住宅ストックの形成	都市整備部
令和元年度	2-1-2	外国人住民とのコミュニティの形成・促進	政策経営部
	6-3-2	道路・橋梁の整備と維持保全	土木担当部

指標に係る課題整理と議論の方向性について

【政策評価委員会の構成委員（令和2年度）】

職	氏名	区分	肩書き(活動分野、所属等)
委員長	原田 久	有識者	立教大学法学部教授
副委員長	奥島 正信	区職員	政策経営部長
委員	池田 隆年	有識者	特定非営利活動法人日本ファシリテーション協会フェロー
委員	猪岐 幸一	有識者	公認会計士
委員	大崎 映二	有識者	行政アドバイザー
委員	藤田 由紀子	有識者	学習院大学法学部教授
委員	益田 直子	有識者	拓殖大学政経学部准教授
委員	常松 洋介	区職員	総務部長

【外部評価において抽出された主な課題】

(1) 施策の進捗管理（評価）について

- ・ 数値による定量指標だけで、施策の進捗全てを評価するのは限界がある。
（「豊島区らしさ」「住民の満足度」「創造性」等の要因の指標化の検討）

(2) 指標の設定について

- ・ 基本計画期間中に管理できなくなった指標がある。
- ・ 外部環境の変化や区政方針の転換に伴い施策の目的からややずれた指標がある。
（効果は出にくいが高社会的重要度の高い施策への配慮）

(3) 目標値の設定について

- ・ 目標値設定の考え方や目標値の達成難易度が施策ごとに異なる。
- ・ 社会情勢等の変化により、目標値の達成が困難になった指標が多くある。

指標に係る課題整理と議論の方向性について

■ 議論の前提

- ① 定量的な指標を継続して設定する
- ② 現状にそぐわない指標は見直す

課題 1 現計画で適切でない指標をどう見直すか（別紙 指標設定における主な課題の具体例）
【方向性】より適切な指標（目標値を含む）を設定する方向で議論

課題 2 施策の定量化が難しい側面をどう評価していくか
【方向性】施策そのもののあり方や「区民意識調査」の活用と合わせて議論

課題 3 基本計画（2025年）とSDGs（2030年）の目標年限との整合をどう図るか
【方向性】2030年に向けた中間目標として2025年を位置付ける方向で議論

課題 4 SDGsの視点による指標をどう活用するのか
【方向性】国の示すSDGs指標などから、活用できるものを参考にする方向で議論

別紙 指標設定における主な課題の具体例

1. 経年変化を把握できなくなった指標がある

(1) 毎年把握できない指標を設定してしまった

- ・5年に1度しか調査しない結果等を指標に設定してしまった（事業所統計等）
- ・アンケート等の取りやめ、アンケート調査項目を変更してしまった 等

(2) 事業の休止／終了に伴い測定できなくなった

- ・研修や当該事業の参加者数を指標に設定してしまった 等

【具体例：経年変化を把握できなくなった指標】

施策№	施策名	指標名	要因
1-2-1	地域を担う人材・団体の育成支援	地域活動への参加意欲【%】	「シニア変身講座」後アンケート終了のため
2-3-1	あらゆる分野における男女共同参画の推進【重点】	「今の世の中は男女平等になっている・どちらかといえば男女平等になっている」と思う区民の割合【%】	5年おきに実施の住民意識調査結果のため
2-3-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	「仕事・家庭・地域、個人の生活」の両立ができている人の割合【%】	5年おきに実施の住民意識調査結果のため
2-3-3	配偶者等暴力防止対策の充実	DV相談を区で実施していることを知らない人の割合【%】	5年おきに実施の住民意識調査結果のため
4-1-3	子どもの成長を地域で支えるための環境整備	①子ども支援サポーター人数【人】	事業終了のため
4-1-3	子どもの成長を地域で支えるための環境整備	②子育て人材開発支援事業(子ども講座)受講者数(延べ人数)【人】	事業終了のため
4-4-2	地域人材の活用	「外部人材の活用が有効であった」という質問に、肯定的な回答をする割合【%】	学校評価アンケート項目から削除したため
7-1-2	地域産業の活性化	区内事業所数	経済センサス(5年毎)調査結果のため
7-2-1	観光資源の発掘と活用【重点】	「イベント等認知度」に対し、ふくろ祭り/東京よさこいを認知している回答の割合【%】	来街者動向調査終了のため
8-1-1	多様な文化芸術の創造と創造環境の整備	文化芸術創造支援事業における創造活動件数(にしすがも創造舎におけるワークショップ参加者数)【件】	事業終了のため

別紙 指標設定における主な課題の具体例

2. 高すぎる/低すぎる目標値が設定されている

【具体例：高すぎる/低すぎる目標値が設定されている指標】

施策№	施策名	指標名	26年度 時点	令和2年 目標値	令和元年 実績値	達成率
2-3-3	配偶者等暴力防止対策の充実	配偶者等による暴力相談の中で「受けた暴力の被害期間が10年以上」の割合【%】	16.7	14.0	25.0	21.4%
3-1-3	福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進	障害者差別解消法に関する研修会参加延人数(累計)【人】	100	2,000	6,637	331.9%
3-2-2	就労支援の強化	くらし・しごと相談支援センターにおける就労支援による就職者数【人】	—	125	258	206.4%
3-2-3	社会参加の促進	生活困窮者就労準備支援事業支援対象者数【人】	—	20	75	375%
3-2-4	介護予防の推進	地域における高齢者の「通いの場」の受け入れ人数【人】	—	1,500	11,490	766%
3-3-4	地域医療体制の充実	歯科相談窓口コーディネーター数(件)	22	40	158	395%
4-1-2	困難を有する子どもやその家族への支援【重点】	児童人口に占める児童虐待等の等の対応の割合【%】	1.5%	1.0%	2.39%	-39.0%
6-2-2	良質な住宅ストックの形成	リノベーションまちづくり事業化及び地域貢献型空き家事業補助件数【件】	0	100	8	8%
6-4-3	被害軽減のための応急対応力向上	「震災時の避難、救援体制など、まち全体として災害への備えができています」について、肯定的な回答をする区民の割合【%】	10.3%	30.0%	11.6%	38.7%
7-2-2	魅力的な観光情報の発信	区ホームページ月平均アクセス件数(観光)【件】	238,000	349,000	12,284	3.5%
7-2-3	来街者の受入環境の整備	TOSHIMA Free Wi-Fi利用数【人】	—	380,000	3,103,869	816.8%

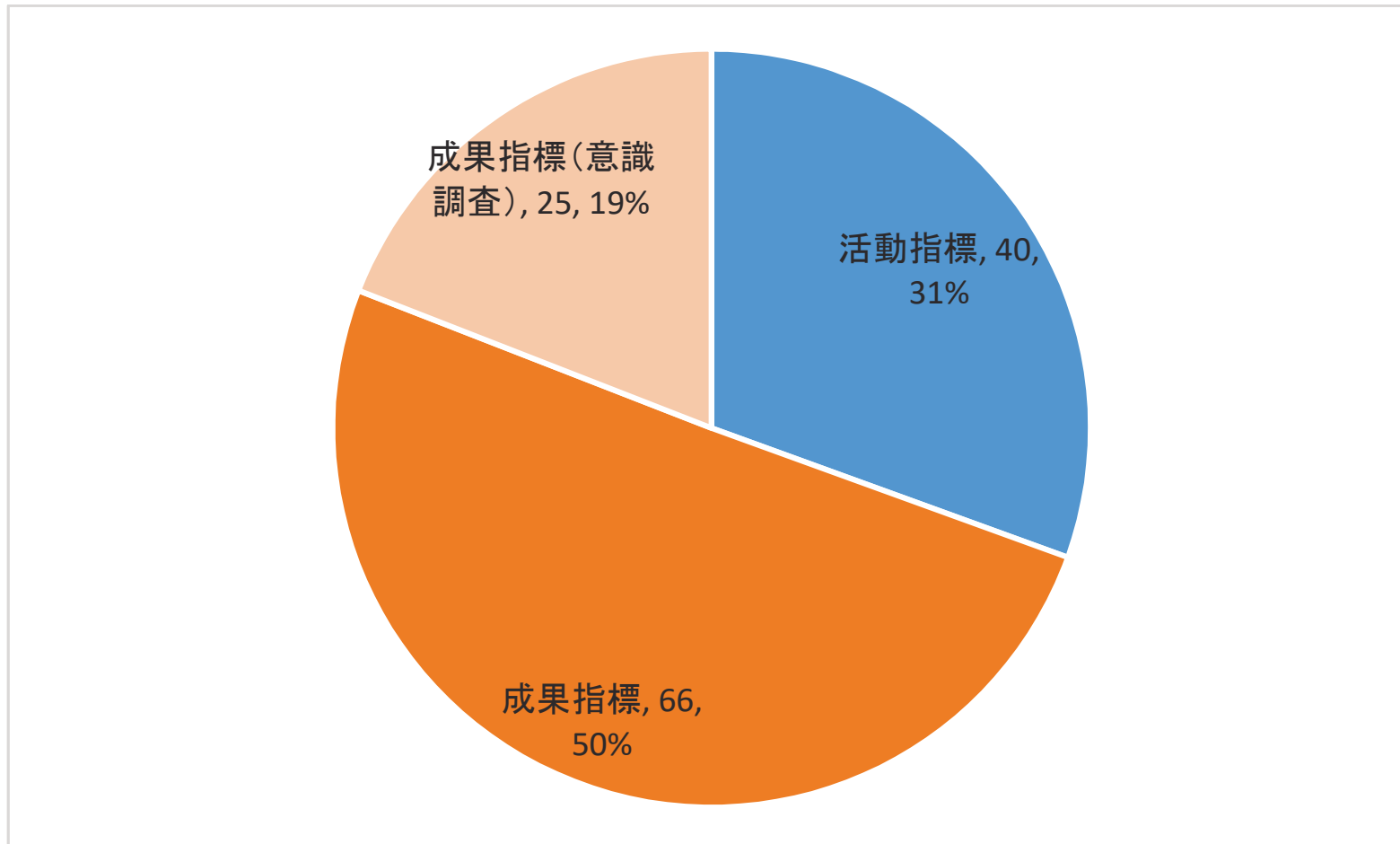
注) 達成率の算出方法

(大きいほど望ましい指標：実績値／目標値、小さいほど望ましい指標：1 + (目標値－実績値)／目標値)

別紙 指標設定における主な課題の具体例

3. 活動指標と成果指標が混在している

【「施策の達成度をはかる指標」の活動指標／成果指標の内訳】



後期基本計画における指標および目標値の設定方針

1 設定指標が満たすべき事項

	最低限満たすべき事項	満たすことが望ましい事項
指標	① 施策の目的を明確に表現した指標であること ② 区行政として関与できる指標であること ③ 長期的、安定的に活用可能な指標であること ④ 定量的な目標値が設定できる指標であること ⑤ としま政策データブックと連動させること ¹	① 区民にとって分かりやすい指標であること ② 他自治体等と比較可能な指標であること ③ 外部環境変化を受けにくい指標であること ④ SDGs や区の独自性の高い要素を含むこと
目標	① 設定根拠、理由が明確な目標値であること ② 国や都の目標と整合の取れた水準であること ③ 目指す社会を実現できる水準にあること	① 現状維持では達成が難しい目標であること ② わかりやすい目標値であること (待機児童ゼロなど)

2 指標設定に際しての留意点

(1) 行政活動の成果を表わす指標の設定

- ・指標は施策単位で原則として**複数**設定する
- ・施策で設定した**目標の一つひとつに対応**した指標を原則として設定する
- ・成果を測る参考指標²と活動指標³について、**それぞれ最低1つ以上**設定する
- ・成果を測る参考指標は、区で把握でき、施策の取組み成果が何らかの形で反映される指標を設定する(国や民間企業が公表する指標や区民意識調査結果⁴を設定しても構わない)
- ・成果を測る指標の設定が難しい場合にも「数値目標では捉えられない/現状数値化できない評価の視点」の欄には**定性的に把握すべき成果の視点**を必ず記入すること
- ・国の示す SDGs 等と矛盾する目標値の設定はしないこと(関連情報は別途提供)

(2) 進捗状況の把握ができる指標の設定

- ・モニタリングが容易で、毎年度必ず数値で把握できる指標とする。
(期間中に測定できなくなった等の指標があれば**その指標は廃止**する)

(3) 指標及び目標値の設定根拠の明確化

- ・2025年の目標値は、**2030年(参考値)**を見据えた**中間目標値**として設定する

※コロナによる足元の影響は考慮せずに「目指すべきまちの姿」を実現できる目標値を設定すること。(コロナの影響は、進捗管理する際の施策評価の枠組みの中で考慮します)

¹ としま政策データブックに記載のないデータを設定する場合には、翌年度のデータブックに新たに追加してください。

² 成果を測る参考指標は各施策の最終的な達成度を示す指標であり、待機児童数や区民の健康寿命などが該当します。

³ 活動指標は各施策の具体的な活動量を示す指標であり、イベント参加者数、相談対応件数などが該当します。

⁴ 令和3年度の区民意識調査は7月頃に実施予定のため、6月中であれば新たな調査項目の設定も可能です。

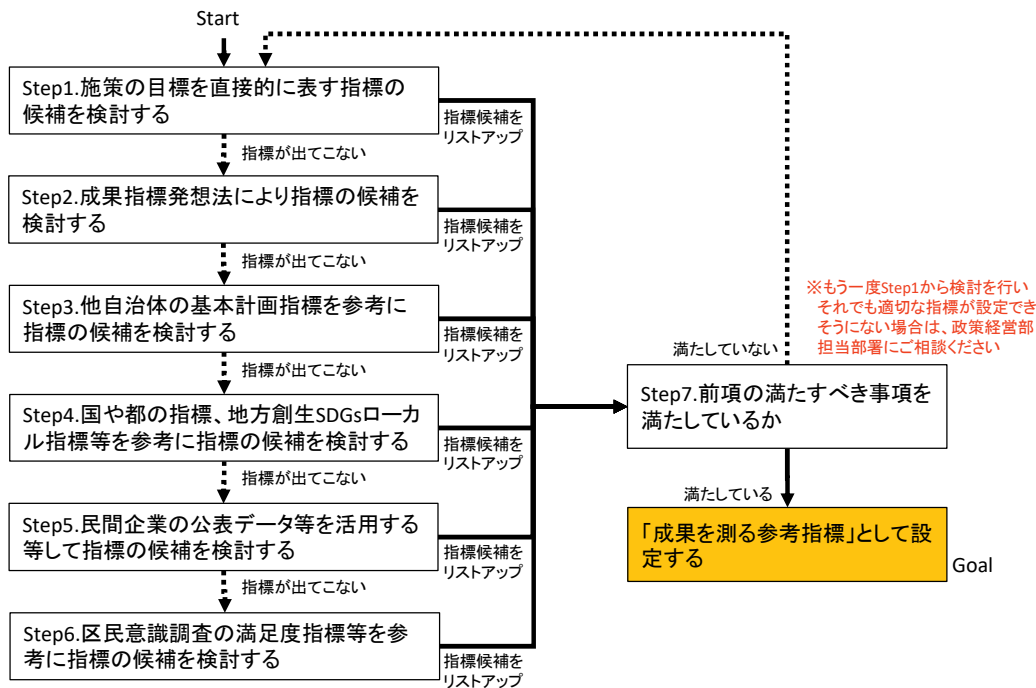
補足資料

〔成果を測る参考指標と活動指標の定義と具体例〕

	定義	具体例
成果を測る参考指標 (アウトカム)	「目指すべきまちの姿」に対する最終的な達成度（全体の成果）を測る直接的な指標のこと	・待機児童数 ・区民の健康寿命 ・区民のスポーツ実施率 など
活動指標 (アウトプット)	施策の取組みの具体的な活動量、または一つひとつの取組みの成果（個別の成果）を示す指標のこと	・イベント参加者数 ・相談対応件数 など

〔指標設定手順（フロー）〕

※指標の検討手順は以下を参考に必ず複数の指標案を吟味したうえで、現時点において最善となる指標を目指して設定してください。



〔成果指標発想法とは〕

以下の問いに対する答えを考えることで指標の設定を試みてください

- 「どのような状態になれば、施策の目的が達成されたといえることができるか？」
- 「施策を実施しない場合には、どのようなマイナスの影響が想定されるか？」
- 「既存のルールや予算、人員の制約は考えない場合に、本来何をすべきか？」
- 「すでに良好な結果を実現している場合は、その状態を維持するために把握すべき指標は何か？」

[必ず見直しが必要な指標① 一時系列で把握できなくなった指標]

※以下の指標は前期基本計画の間に経年変化の把握ができなくなった指標のため、後期基本計画の見直しに向けて必ず見直すようお願いいたします。

施策No.	施策名	指標名	要因
1-2-1	地域を担う人材・団体の育成支援	地域活動への参加意欲【%】	「シニア変身講座」後アンケート終了のため
2-3-1	あらゆる分野における男女共同参画の推進【重点】	「今の世の中は男女平等になっている・どちらかといえば男女平等になっている」と思う区民の割合【%】	5年おきに実施の住民意識調査結果のため
2-3-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	「仕事・家庭・地域、個人の生活」の両立ができている人の割合【%】	5年おきに実施の住民意識調査結果のため
2-3-3	配偶者等暴力防止対策の充実	DV相談を区で実施していることを知らない人の割合【%】	5年おきに実施の住民意識調査結果のため
4-1-3	子どもの成長を地域で支えるための環境整備	①子ども支援サポーター人数【人】	事業終了のため
4-1-3	子どもの成長を地域で支えるための環境整備	②子育て人材開発支援事業（子ども講座）受講者数（延べ人数）【人】	事業終了のため
4-4-2	地域人材の活用	「外部人材の活用が有効であった」という質問に、肯定的な回答をする割合【%】	学校評価アンケート項目から削除したため
7-1-2	地域産業の活性化	区内事業所数	経済センサス（5年毎）調査結果のため
7-2-1	観光資源の発掘と活用【重点】	「イベント等認知度」に対し、ふくろ祭り/東京よさこいを認知している回答の割合【%】	来街者動向調査終了のため
8-1-1	多様な文化芸術の創造と創造環境の整備	文化芸術創造支援事業における創造活動件数（にしすがも創造舎におけるワークショップ参加者数）【件】	事業終了のため

[必ず見直しが必要な指標② ー目標値の水準を見直した方がよい指標ー]

※令和2年度目標値が現時点で大幅に達成／未達成の以下の指標を引き続き設定する場合には、2025年の目標値を必ず見直してください。

施策No.	施策名	指標名	26年度時点	令和2年度目標値	令和元年実績値	達成率
2-3-3	配偶者等暴力防止対策の充実	配偶者等による暴力相談の中で「受けた暴力の被害期間が10年以上」の割合【%】	16.7	14.0	25.0	21.4%
3-1-3	福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進	障害者差別解消法に関する研修会参加延人数（累計）【人】	100	2,000	6,637	331.9%
3-2-2	就労支援の強化	くらし・しごと相談支援センターにおける就労支援による就職者数【人】	—	125	258	206.4%
3-2-3	社会参加の促進	生活困窮者就労準備支援事業支援対象者数【人】	—	20	75	375%
3-2-4	介護予防の推進	地域における高齢者の「通いの場」の受け入れ人数【人】	—	1,500	11,490	766%
3-3-4	地域医療体制の充実	歯科相談窓口コーディネーター数（件）	22	40	158	395%
4-1-2	困難を有する子どもやその家族への支援【重点】	児童人口に占める児童虐待等の等の対応の割合【%】	1.5%	1.0%	2.39%	-39.0%
6-2-2	良質な住宅ストックの形成	リノベーションまちづくり事業化及び地域貢献型空き家事業補助件数【件】	0	100	8	8%
6-4-3	被害軽減のための応急対応力向上	「震災時の避難、救援体制など、まち全体として災害への備えができています」について、肯定的な回答をする区民の割合【%】	10.3%	30.0%	11.6%	38.7%
7-2-2	魅力的な観光情報の発信	区ホームページ月平均アクセス件数（観光）【件】	238,000	349,000	12,284	3.5%
7-2-3	来街者の受入環境の整備	TOSHIMA Free Wi-Fi 利用数【人】	—	380,000	3,103,869	816.8%

注) 達成率の算出方法

(大きいほど望ましい指標：実績値／目標値、小さいほど望ましい指標：1 + (目標値－実績値)／目標値)

資料 3 - 4 は別ファイル

資料に関してご意見等をいただきたい事項について

<議論の方向性>

基本計画において、適切な施策が設定され、それに応じた適切な指標、目標値を設定できていれば、計画の進捗を測れるという前提をふまえ、「指標」「目標値」の設定を進めてきた。従って計画の進捗を測る観点から「指標」及び「目標値」の適正性についてご議論いただきたい。

(1) 「指標」(成果を測る参考指標、活動指標) について

- ・関係部局間の調整や基本構想審議会の議論を通じて後期基本計画における各施策の「指標」の設定、およびその妥当性やカバレッジの確認は概ね終了した。
- ・**目指すべきまちの姿(施策の目標)に照らし、明らかに適切でない指標が設定されていると思うものがもしあれば、事務局宛ご連絡いただきたい。**

(2) 「目標値」について

- ・各指標の 2030 年に向けた「目標値」は、下記①ないし③の水準に揃えることを目指す。

【目指すべき目標値水準(イメージ)】

①あるべき姿の理想値

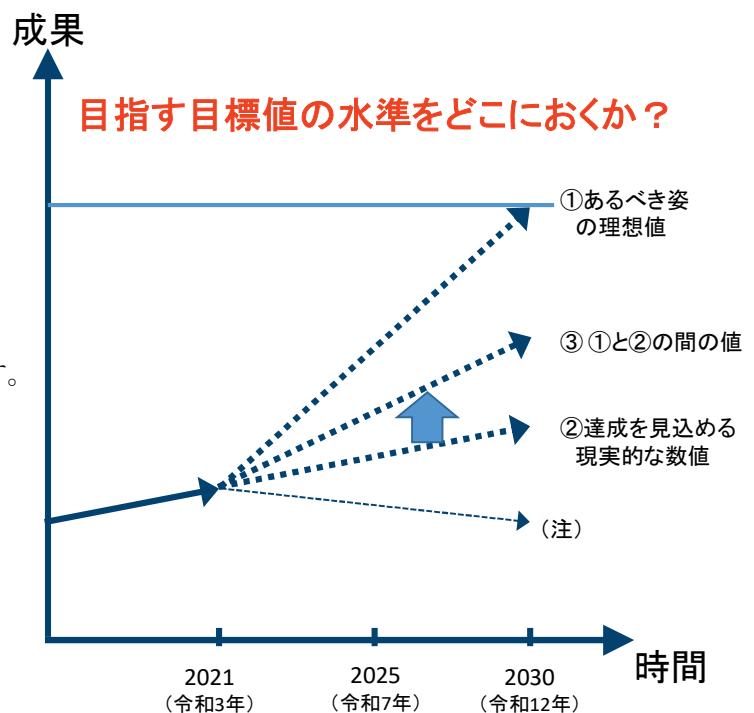
その水準を達成することで十分に効果が見込まれると判断できる数値等です。必ずしも100%や過大な実施件数が理想値である必要はありません。

②達成を見込める現実的な数値

これまでの実績の延長にあるものや、達成することが計画されている数値等です。

③①と②の間の値

①あるべき姿の理想値と②達成を見込める現実的な数値の間にある値です。現実的な数値に、努力要素、チャレンジ要素を加える意味で、一般的に②より望ましい目標値です。



注) 施策の内容によっては「②現実的な数値」や「③①と②の間の値」が必ずしも右肩上がりにはならないこともありえます。

【現状の目標値の設定状況（所管課の自己認識）】

2030 目標値の設定水準	成果を測る参考指標	活動指標
①あるべき姿の理想値	26	24
②達成を見込める現実的な数値	27	40
③上記の間の値を設定	21	10
④その他	1	1
合計	75	75

⇒2030 年に向けた目標値が「②達成を見込める現実的な数値」の場合、「①あるべき姿の理想値」に近づける方向で、「①あるべき姿の理想値」の場合、明らかに達成不可能な水準に設定されていないか確認する方向で今後は調整を進めたい。

上記大枠の方向性に対するご意見、ないし個別の施策において設定された目標値（資料 3 - 6 参照）についてのご意見等を事務局宛ご連絡いただきたい。

施策の進捗状況を測る参考指標の目標値の設定根拠について

施策番号	施策名	成果を測る参考指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠		活動指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠	
							設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)						設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)
1-1-1	地域における区民参画・協働の推進	「さまざまな地域活動団体やNPO、企業、大学、行政等の連携によるまちづくりが進んでいる」について、肯定的な回答をする区民の割合【%】	27.5	30.0	35.0	127%	③上記の間の値を設定	区民意識調査の参画・協働の同質問に「どちらかというと思う」と回答した、過去3回の割合の変動値の平均を伸び率とした。2025年から2030年まではアフターコロナを見据え目標値を上げた。	区とNPO等との協働事業の実施数【件】	219	260	300	137%	③上記の間の値を設定	これまでの実績の推移を基に、今後にも区と多様な主体との協働を継続的に推進した時の目標値。
1-1-2	地域における活動・交流拠点の充実	地域活動のための施設やスペースがあり、子どもから高齢者までの多様な世代が交流している」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	27.8	30.0	35.0	126%	③上記の間の値を設定	区民意識調査の参画・協働の同質問に「どちらかというと思う」と回答した、過去3回の割合の変動値の平均を伸び率とした。2025年から2030年まではアフターコロナを見据え目標値を上げた。	地域区民ひろばにおける事業実施回数【回】	20,111	21,500	24,000	119%	②達成を見込める現実的な数値	新型コロナウイルス感染拡大前の2018年の事業実施数(20,111件)をベースに年間500事業程度の増加を見込んで設定した。
2-1-1	在住外国人の暮らしへの支援	「外国人にとって暮らしやすいまちであると感じる」と思う区民の割合【%】	44.1	60.0	80.0	181%	①あるべき姿の理想値	2030年度に80%を達成することを目標とし、毎年4ポイントずつ数値を上げていく設定とした。	ボランティアによる日本語教室等における学習者数【人】	4,516	2,230	4,584	102%	②達成を見込める現実的な数値	2030年度にコロナ前の水準に戻ることを目標とし、毎年15.9%の伸び率で増えていく設定とした。
2-1-2	共生意識の醸成と交流の促進	「地域で外国人との交流がある」と思う区民の割合【%】	11.9	14.0	16.5	139%	②達成を見込める現実的な数値	2025年度まではコロナ前の水準まで数値を展すことを目標とし、その後も同じ上昇幅で伸びていくことを見込んで設定した。	区民ひろばにおける異文化理解事業の件数【件】	1	26	52	5200%	②達成を見込める現実的な数値	区民ひろば(全26か所)で異文化交流事業を年間2回実施することを目標として設定した。
2-2-1	平和と人権意識の普及・啓発	「地域社会において平和と人権が尊重されている」について、肯定的な回答をする区民の割合【%】	29.4	31	33.5	114%	②達成を見込める現実的な数値	最新の区民意識調査結果と過去からの推移を踏まえ、達成を見込める現実的な数値として設定した。	平和・人権啓発事業の実施回数【回】	3	10	10	333%	②達成を見込める現実的な数値	これまでの実績の推移をもとに実現できる限界の目標値を設定
2-3-1	あらゆる分野における男女共同参画の推進	「性別等により、差別されない社会である」と思う区民の割合【%】	29.7	42	57	192%	③上記の間の値を設定	「今の世の中は男女平等になっている」と回答した、過去3回の区民意識調査の変動値の平均を伸び率とした。	区の附属機関・審議会等の女性の参画率【%】	35.2	50	50	142%	①あるべき姿の理想値	男女半数が審議会に参画している状態が理想であるため
2-3-2	女性が輝くまちの推進	「女性が自ら望む形で働ける社会である」と思う区民の割合【%】	22.4	34	49	219%	③上記の間の値を設定	「今の世の中は男女平等になっている」と回答した、過去3回の区民意識調査の変動値の平均を伸び率とした。	就労・自己実現に係る事業における参加者数【人】	223	400	650	291%	③上記の間の値を設定	講座のオンライン化を進めることで参加方法を拡充し、オンラインによる受講者を現在の対面のみの受講者の2倍にする。
2-3-3	配偶者等暴力防止対策の充実	「配偶者等からの暴力(DV)に関する相談機関が周知されている」と思う区民の割合【%】	11.7	30	55	470%	①あるべき姿の理想値	コロナ禍によるDVの顕在化をふまえ、区民意識調査の「福祉」における「医療や介護、生活支援サービス提供体制が充実し、身近な相談窓口を安心して利用できる」に「そう思う」と回答した割合31.5%を5年後の目標値として高めに設定し、以降も、DV被害の重度化を想定し、毎年約5%ずつの高い向上を目標とした。	DV相談件数【件】	716	1,100	1,680	235%	②達成を見込める現実的な数値	これまでの実績の推移をもとに平均伸び率より算出した。
3-1-1	福祉コミュニティの形成	コミュニティソーシャルワーク事業の個別相談支援件数【件】	10,451	12,500	13,700	131%	②達成を見込める現実的な数値	現状の体制で実現できる限界の目標値を設定	障害者サポート講座年間参加者数及び累計人数【人】	278 (1,694)	300 (2,714)	300 (4,214)	108%	②達成を見込める現実的な数値	毎年度、年4回のサポート講座の開催を予定しており、1回の開催につき、会場により50名から100名の参加を見込んでいる。
3-1-2	重層的・包括的なケア基盤の充実	高齢者総合相談センターの認知度【%】	54.5	60	65	119%	②達成を見込める現実的な数値	年間1%ずつの向上を目標として3人に2人は高齢者総合相談センターを認知してもらえる状態にする。	福祉包括化推進会議の事例検討数【件】	7	60	100	1429%	①あるべき姿の理想値	各課に福祉包括化推進員の体制が浸透することで、共有すべき検討事例の増加も予想され、理想値といえるため
3-1-3	福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進	市民後見人の登録累計者数【人】	23	30	50	217%	②達成を見込める現実的な数値	現状の体制で実現できる限界の目標値を設定	障害福祉サービス等指導検査実施回数(事業数)【回】	9	40	55	611%	①あるべき姿の理想値	現行の指導検査体制では困難な目標であるが、児童相談所設置市事務の移管による障害児通所施設等の指導検査件数の増加を見込み設定
3-2-1	日常生活への支援	何かあったときの相談先に「そのような人はいない」と回答する人の割合【%】	49.3	38.0	29.0	170%	②達成を見込める現実的な数値	新宿区で40%を切っていることを参考に5年後目標値を設定。その後も同様に年間2%ずつの改善を目標に目標値を設定した。	くらし・ごと相談センターにおける利用申込者数【人】	739	780	830	112%	②達成を見込める現実的な数値	これまでの利用実績の伸び率を見込み算定。
3-2-2	就労支援の強化	くらし・ごと相談支援センターにおける就職率【%】	76.8	78.0	79.0	103%	②達成を見込める現実的な数値	現状の体制で実現できる限界の目標値を設定	障害者就労支援事業の件数【件】	13,718	18,665	23,416	171%	②達成を見込める現実的な数値	これまでの利用実績の伸び率を見込み算定。

施策の進捗状況を測る参考指標の目標値の設定根拠について

施策番号	施策名	成果を測る参考指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠		活動指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠	
							設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)						設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)
3-2-3	社会参加の促進	ひきこもりに関する官民連携団体数【団体】	28	36	50	179%	③上記の間の値を設定	地域とのネットワークの構築を図っていく予定。さまざまな団体との連携がうまく進めば実現可能な数値。	介護予防の担い手の当該年度の育成数【人】	40	50	55	138%	②達成を見込める現実的な数値	これまでの養成スケジュール、人数を見込み算定
3-2-4	健康づくり・介護予防の推進	調整後要支援・要介護認定率【%】	19.3	18.8	18.3	105%	③上記の間の値を設定	フレイル予防・介護予防を推進する一方で、今後後期高齢者が増加し、認定率の増加も予測される中では、現実的な数値よりも高い数値である。	短期集中事業の利用人数【人】	157	280	330	210%	③上記の間の値を設定	短期集中事業を軸にした総合事業の体系へと再構築を図っていく予定であり、そのためには通所事業所数の拡充が大きな課題。その確保がうまく進めば実現可能な数値。
3-3-1	がん・生活習慣病対策等の推進	「がん・生活習慣病に関する正しい知識が広がり、がん検診や各種検診を受けやすい環境にある」と思う区民の割合【%】	57.9	60	62.5	108%	②達成を見込める現実的な数値	現状の体制で実現できる限界の目標値として設定。	特定健診受診率【%】	37.2	53.0	55.5	149%	①あるべき姿の理想値	豊島区健康プランの数値目標と整合性のある数値を設定。
3-3-2	こころと体の健康づくりの推進	「ライフステージに合わせた、こころと体の健康づくりに関する支援が充実している」と思う区民の割合【%】	18.7	21.5	25.0	134%	③上記の間の値を設定	現状の体制で実現できる限界の目標値として2030年を25.0(区民1/4)に引き上げ、毎年0.7ポイント増を設定。	こんには赤ちゃん事業訪問率【%】	99.0	100.0	100.0	100%	①あるべき姿の理想値	現状の体制で実現できる限界の目標値を設定。
3-3-3	健康危機管理の強化	「感染症や食中毒等に不安を感じる事が少ない」と思う区民の割合【%】	35.1	38.0	43.0	123%	③上記の間の値を設定	現在の状況、職員体制で実現可能な段階的に実績値の増を目指していく目標値を設定。	災害医療訓練実施回数【回】	3	6	10	333%	②達成を見込める現実的な数値	現状の体制で実現できる限界の目標値を設定。
3-3-4	地域医療体制の充実	「誰もが身近な場所で適切な医療サービスの提供を安心して受けられる」と思う区民の割合【%】	48.2	49.6	50.6	105%	③上記の間の値を設定	現状の体制で実現できる値として2022年の目標値を49.0%とし、以降0.2%の上昇を設定。	専門職向け研修開催回数	10	10	10	100%	②達成を見込める現実的な数値	第8期介護保険事業計画(2021年度～2023年度)において、同様の目標値を設定しているため。
4-1-1	子どもの社会参加・参画の促進	「子どもが自主的に地域や社会の活動に参加できる機会がある」と回答した割合【%】	20.7%	23.9%	27.9%	135%	②達成を見込める現実的な数値	過去の区民意識調査の結果をもとに、現状値を基礎とし、毎年0.8ポイントずつ上昇させることを目標に設定した。	子どもスキップ及び中高生センタージャンプにおける「利用者会議」開催数【回】	66回	91回	102回	155%	②達成を見込める現実的な数値	これまでの開催実績をもとに、スキップは年3回(学期ごと)、ジャンプは毎月開催することを目標に設定した。
4-1-2	困難を有する子ども・若者やその家族への支援	発達相談から専門相談につながった割合【%】	52	55	60	115%	③上記の間の値を設定	相談員数や施設のキャパシティに限界がある中、実現可能性のある最大値として設定した。	発達相談件数(西部子ども家庭支援センター)【件】	5,645	5,700	5,800	103%	②達成を見込める現実的な数値	子ども家庭支援センターの相談事業における発達に関する相談は年々増加傾向にあり、減少要因もないため、現実的な数値として算定した。
4-1-3	虐待や暴力から子どもを守る取組の強化	児童虐待取扱件数に対する改善率【%】	64	90	100	156%	①あるべき姿の理想値	区が目指す「児童虐待ゼロ」に向けた決意を示すため、チャレンジングな指標として設定した。	要保護児童対策地域協議会の取扱件数【件】	995	1,120	1,200	121%	②達成を見込める現実的な数値	近年の児童虐待取扱件数の傾向を踏まえ、当面は増加傾向が続くと想定し設定した。
4-2-1	地域の子育て支援の充実	子ども家庭支援センター等での子育てに関する相談件数【件】	31,460	36,000	37,000	118%	①あるべき姿の理想値	コロナ禍以前の増加傾向(前年比9ポイント程度)を踏まえ、アフターコロナを見据え、漸増傾向が続くものとして設定した。	子ども家庭支援センターの利用者数【人】	71,958	75,000	80,000	111%	③上記の間の値を設定	近年の利用者数の状況をもとに、withコロナ及びコロナ禍の収束を見据え、利用者は漸増していくものと見込んだ。
4-2-2	保育施設・保育サービスの充実	待機児童数【人】	0	0	0	100%	②達成を見込める現実的な数値	現在の待機児童数ゼロを維持することを目標に設定	保育施設利用定員数【人】	6,940	8,289	8,289	119%	②達成を見込める現実的な数値	直下の減少局面を迎えた人口動態から勘案すると、乳幼児人口の増加を見込むことは困難であり、保育需要の見直しも立たないことから、25年の数値を維持することで待機児童ゼロを維持していくため、目標値として設定
4-3-1	確かな学力の育成	全国学力調査における学校質問紙調査(習得・活用及び探究の指導方法の改善及び工夫の実施率)【%】	小6 86.4 中3 75.0	小6 88.0 中3 80.0	小6 100 中3 100	133%	①あるべき姿の理想値	国の計画の目標値に基づいて設定	I C Tを活用した授業力向上に関する研修講座(学校訪問も含む)【回】	190	215	240	126%	①あるべき姿の理想値	現状の体制で実現できる理想値
4-3-2	豊かな心の育成	心理検査の「自己肯定感」の設問における肯定的回答率【%】	小6 73.3 中3 68.2	小・中ともに80	小・中ともに85	125%	①あるべき姿の理想値	現状の体制で実現できる理想値	全国学力調査における児童生徒の意識調査(いじめはしてはいけない)の回答率【%】	小6 95.6 中3 95.1	小・中ともに98.0	小・中ともに100	105%	①あるべき姿の理想値	国の計画の目標値に基づいて設定
4-3-3	健やかな体の育成	児童・生徒の区意識調査「運動肯定率」【%】	小6 80.1 中3 81.1	小6 82.5 中3 82.5	小6 85.0 中3 84.0	106%	①あるべき姿の理想値	現状の体制で実現できる理想値	東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査体力合計点【ポイント】	小6 61.4 中3 48.8	小6 62.5 中3 50.0	小6 63.6 中3 51.5	106%	①あるべき姿の理想値	現状の体制で実現できる理想値

施策の進捗状況を測る参考指標の目標値の設定根拠について

施策番号	施策名	成果を測る参考指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠		活動指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠	
							設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)						設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)
4-3-4	一人一人を大切に する教育の推進	不登校の児童・生徒が学校や関係 機関から支援を受けている率【%】	95.4	100	100	105%	①あるべき姿の 理想値	現状の体制で実現できる理想値	学校復帰率【件】	38.1	43	48	126%	②達成を見込め る現実的な数値	現状の体制で実現できる理想値
4-3-5	教師力の向上と魅 力ある学校づくり	区児童生徒意識調査「授業の理解 度」【%】	小6 55.4 中3 41.7	小6 60 中3 50	小6 65 中3 55	132%	①あるべき姿の 理想値	国の計画の目標値に基づいて設定	オンラインを活用した研修の回数【回】	8	20	50	625%	①あるべき姿の 理想値	現状の体制で実現できる理想値
4-4-1	家庭教育の支援	「家庭教育に対する支援が充実して いる」について肯定的な回答をする 割合【%】	7.0	10.0	15.0	214%	②達成を見込め る現実的な数値	現状の体制で実現できる理想値	家庭教育講座の実施数【回】	1	17	20	2000%	②達成を見込め る現実的な数値	現状の体制で実現できる理想値
4-4-2	地域と学校の連 携・協働の仕組み づくり	「学校は、家庭や地域と協力しなが ら子どもを教育している」の回答割 合【%】	87.0	90.0	90.0	103%	②達成を見込め る現実的な数値	回答割合100%は現実的ではなく、 90%が実現できる理想値	区内小中学校全30校のうちコミュニ ティ・スクール設置校数【校】	0	11	30	-	①あるべき姿の 理想値	現状の体制で実現できる理想値(全 30校への導入)
4-4-3	地域教育力との連 携	児童・生徒の地域への愛着【%】	小6 66 中3 62	小6 90 中3 90	小6 100 中3 100	161%	①あるべき姿の 理想値	現状の体制で実現できる理想値	地域人材を活用した放課後子ども教 室の実施回数【回】	212	2,300	2,350	1108%	②達成を見込め る現実的な数値	現状の体制で実現できる理想値
4-5-1	人格形成の基礎を 培う教育・保育の 提供	学校・園は、関係諸機関等(保育園 や幼稚園、小学校、中学校)と連携 を図ろうとしている【%】	70.5	75.0	80.0	113%	②達成を見込め る現実的な数値	現状の体制で実現できる理想値	区立幼稚園3園のうち認定こども園へ 移行した公立園数【園】	0	1	2	-	②達成を見込め る現実的な数値	現状の体制で実現できる理想値
5-1-1	みどりの活動拠点 の創造・育成	「近くに好きな公園がある」と思う区 民の割合【%】	49.5	50	55	111%	③上記の間の値 を設定	全体の半分以上は満足してほしいと いう理想値と現状値を踏まえ、目標 値を設定。	占用許可を含むイベントや花壇の手入 れなどの実施件数【件】	733件	805件	930件	127%	②達成を見込め る現実的な数値	現状体制を考えた実績値を基準に、 コロナ禍後のイベント開催等を踏ま えて設定。
5-1-2	みどりのネットワ ークの形成	みどり率【%】	14.1	14.2	14.3	101%	②達成を見込め る現実的な数値	みどりに覆われている場所の考え 方が、緑被率からみどり率へ代わり てきており、現実にあわせて目標値 を設定。	幹線道路の街路樹の設置割合【%】	79.0	83.0	87.0	110%	②達成を見込め る現実的な数値	街路樹を植栽できる道路は限られ ており、整備状況を踏まえて設定。
5-2-1	脱炭素化地域社会 づくりの推進	区内温室効果ガス排出量 【千t-CO ₂ 】	1,580	1,181	900	176%	①あるべき姿の 理想値	2050年ゼロカーボンシティを宣言 した自治体として、国に準拠した目 標を設定。	再生可能・省エネルギー機器等導入 助成累計【件】	2,192	2,800	3,500	160%	①あるべき姿の 理想値	CO ₂ 排出されない、或いは排出を抑 制する設備導入による効果が大き く、過年度の推移を動かし、今後の 目標値とした。
5-2-2	自然との共生の推 進	「多様な生きものが生息・生育できる 環境づくりが進んでいる」と思う区民 の割合【%】	11.6	14.3	17.4	150%	②達成を見込め る現実的な数値	過去最高の現状値を更に現状の5 0%増とする回答率を目標値とし た。	生きもの調査等に参加する区民(累 計)【人】	687	883	1,258	183%	①あるべき姿の 理想値	2025年度までに現状から50%増 の参加者が達成できれば、自然観 察への関心が高まることと、調査 サンプル数も増えるため、同傾向を 2030年度の目標値と定めた。
5-2-3	地域美化の推進	路上喫煙率【%】	0.05	0.04	0.03	167%	③上記の間の値 を設定	現状の体制で実現できる限界の目 標値を設定。	環境美化に関する活動への参加人数 【人】	14,984	18,000	19,000	127%	③上記の間の値 を設定	これまでの実績の推移を基に、環境 美化に関する活動への多様な主体 による参加を促進していくための目 標値として設定した。
5-2-4	都市公害の防止	VOC(揮発性有機化合物)排出量 【kg】	9,273	8,340	7,500	124%	②達成を見込め る現実的な数値	年々増加しているVOC排出量を 2025年までに2018年の水準に戻し、 以後も削減率を同水準で維持し、排 出量を削減するよう設定。	解体工場現場への立入検査件数 【件】	61	260	360	590%	①あるべき姿の 理想値	東京都は改正大気汚染防止法によ る届出件数の6%の立入検査によ り事業者指導を網羅できるとして いるため、豊島区の想定届出件数 (6,000件)の6%を目標値に設定し た。
5-3-1	3Rの推進	区民一人1日あたりのごみ量【g/人 日】	520	482	470	111%	③上記の間の値 を設定	プラスチック資源の分別収集導入に よるごみ減量効果を見込んでいる。 正しく分別がされれば達成が見込め る数値として設定した。	3 Rに関して発信した件数【回】	48	56	66	138%	②達成を見込め る現実的な数値	これまでの発信件数を基準に、SN Sでの発信を増やしていくことで、現 実に達成を見込める数値を設定し た。
5-3-2	安定的で適正なご み処理の推進	「ごみの収集が円滑に行われており 街がきれいに保たれている」と思う 区民の割合【%】	62.2	66.0	71.0	114%	③上記の間の値 を設定	プラスチック資源の分別収集導入に 伴う分別ルールの変更を予定してい る。分別状況が悪くならないようしつ かり周知を行うことで達成が見込め る数値として設定した。	不法投棄回収件数【件】	4,303	4,050	3,800	113%	②達成を見込め る現実的な数値	これまでの実績の推移をもとに不法 投棄対策を継続して実施することで 達成可能な数値として設定した。

施策の進捗状況を測る参考指標の目標値の設定根拠について

施策番号	施策名	成果を測る参考指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠		活動指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠	
							設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)						設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)
6-1-1	地域の特性を生かした市街地の形成	「地域特性にあわせてまちづくりが進み、快適な街並みが生まれている」と思う区民の割合【%】	34.3	39.0	44.0	128%	①あるべき姿の理想値	各地域で展開されている、地域特性を生かしたまちづくりの成果として、今後も毎年1%以上の上昇を見込み設定した。	地区計画の面積【ha】	368	369	373	101%	①あるべき姿の理想値	現在、各地域で展開（検討を含む）されている地域特性を生かしたまちづくりが順調に進捗した場合に想定される地区計画の面積を設定した。
6-1-2	池袋副都心の再生	「池袋周辺で、新宿、渋谷などない魅力あるまちづくりが進んでいる」と思う区民の割合【%】	46.5	50.0	55.0	118%	①あるべき姿の理想値	堅調に上向いている「肯定的な意見」について、今後も継続的に上昇していくことを想定	池袋駅周辺地域再生委員会等の累計開催数【回】	15	40	65	433%	③上記の間の値を設定	まちづくりの目標年次である2035年に向けた、民間都市整備事業の進展に合わせて開催数が増加するものであり、今後想定されるプロジェクトに伴う目標値を設定
6-1-3	活力ある地域拠点の再生	「駅および駅周辺が整備され、利用しやすくにぎわっている」と思う区民の割合【%】	56.6	57.0	62.0	110%	①あるべき姿の理想値	堅調に上向いている「肯定的な意見」について、今後も継続的に上昇していくことを想定	区の管理する駅前広場におけるイベントの申請件数【回】	17	35	40	235%	①あるべき姿の理想値	駅前広場における魅力や利便性は、実際に使用して増大するものであり、地域イベント数の増加を想定し目標値を設定。
6-1-4	居心地が良く歩きたくなる空間づくり	「池袋駅を中心として、居心地が良く歩きたくなるまちづくりが進んでいる」と思う区民の割合【%】	32.7	37.0	42.0	128%	①あるべき姿の理想値	堅調に上向いている「肯定的な意見」について、今後も継続的に上昇していくことを想定	エリアマネジメントの団体数【団体】	2	5	6	300%	②達成を見込める現実的な数値	現状における公園など地域拠点で実現できる目標値を設定。
6-2-1	安全・安心に住み続けられる住まいづくり	「現在住んでいる地域に住み続けたい」と思う区民の割合【%】	38.0	41.0	46.0	121%	②達成を見込める現実的な数値	最新の区民意識調査結果と過去からの推移を踏まえ、達成を見込める現実的な数値として設定した。	家賃低廉化補助件数（累計）【件】	2	17	32	1600%	①あるべき姿の理想値	現状の体制で実現できる限界の目標値を設定した。
6-2-2	良質な住宅ストックの形成	管理状況届出書届出率（合算）【%】	74.2	80.0	85.0	115%	②達成を見込める現実的な数値	届出率の過去からの推移と、実施する事業の進捗により、達成を見込める現実的な数値として設定した。	地域貢献型空き家利活用事業における補助件数（累計）【件】	3	10	20	667%	①あるべき姿の理想値	現状の体制で実現できる限界の目標値を設定した。
6-3-1	総合交通戦略の推進	「鉄道・バス等の交通が便利である」と思う区民の割合【%】	85.8	88.0	90.0	105%	②達成を見込める現実的な数値	現状でも高い割合で推移しており、IKEBUSがまちの移動手段としてさらに活用されることが期待され、実現可能な目標として設定した。	区内の都市計画道路の整備状況【%】	65.9	82.2	90.0	137%	②達成を見込める現実的な数値	今後の都市計画道路の整備の進捗予測から具体的な整備割合を算出し目標値を設定した。
6-3-2	道路・橋梁の整備と維持保全	遮熱性舗装の累計面積【㎡】	38,757	46,000	53,500	138%	②達成を見込める現実的な数値	ヒートアイランド対策が進展していることを示す指標のため	改修・補修済の橋梁数【橋】	12	12	14	117%	②達成を見込める現実的な数値	これまでの実績の推移をもとに実現できる限界の目標値を設定
6-3-3	自転車利用環境の充実	自転車走行環境整備済路線【km】	2.3	23.1	33.5	1457%	①あるべき姿の理想値	2018策定の豊島区自転車走行環境計画の目標値に基づき設定。コロナの影響により、2020、2021と未実施。2022計画の中間見直し予定。	駐輪場における子供乗せ大型自転車等スペース確保【台】	292	313	330	113%	②達成を見込める現実的な数値	現在の年あたりの整備状況を基に、現実的な目標値を設定。
6-4-1	災害に強い都市空間の形成	密集事業地区内の不燃領域率【%】	64.4% (暫定値)	70%	70%以上	109%	③上記の間の値を設定	不燃領域率は市街地の「燃えにくさ」を表す指標であり、70%を超えると延焼による市街地の焼失率がほぼゼロになるといわれているため密集改善の目標値として設定している。	不燃化特区・都市防災不燃化促進事業助成金件数【件】	177件	247件	令和7年度にて事業終了予定	140%	③上記の間の値を設定	建築物の耐火・耐震性の進捗を示す指標であるため、過年度実績から見込み件数を算出した。
6-4-2	自助・共助の取組みへの支援	「家庭、住民一人ひとりの防災意識や災害発生時の行動力が高まっている」と思う区民の割合【%】	12.0%	17.5%	25.0%	208%	①あるべき姿の理想値	現状値で満足することなく、当課が考える必要不可欠な理想の割合であると考えるため。	合同防災訓練【回】	2	18	18	900%	②達成を見込める現実的な数値	全35か所の救援センターで年に1回の実施は困難であり、半分程度が実施可能な数値であるため。
6-4-3	被害軽減のための応急対応力向上	「震災時の避難、救援体制など、まち全体として災害への備えができている」と思う区民の割合【%】	15.3%	17.0%	24.5%	160%	①あるべき姿の理想値	現状値で満足することなく、当課が考える必要不可欠な理想の割合であると考えるため。	防災協定締結自治体・民間団体等との協定見直し件数【件】	5	10	10	200%	②達成を見込める現実的な数値	協定の見直しは、相手方との協議を必要とするため、他業務と並行しての取り組みとして達成可能な数値とした。
6-4-4	無電柱化の推進	区道における無電柱化率【%】	7.6	8.1	8.4	111%	②達成を見込める現実的な数値	現状で実現できる限界の目標値を設定。	事業化率【%】	50	60	60	120%	②達成を見込める現実的な数値	現状で実現できる限界の目標値を設定。2025と2030の目標値が同じである理由は、計画どおりに事業化できた場合でも同じ数字になるため。

施策の進捗状況を測る参考指標の目標値の設定根拠について

施策番号	施策名	成果を測る参考指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠		活動指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠	
							設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)						設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)
6-4-5	総合治水対策の推進	雨水流出抑制対策量[万m ³]	5.0	9.0	13.8	276%	①あるべき姿の理想値	神田川及び石神井川流域に位置する関係区市において、時間75mm降雨に対処すべき雨水流出抑制対策量が東京都総合治水対策協議会により定められているため	雨水樹清掃件数[箇所]	8,808	9,000	9,500	108%	②達成を見込める現実的な数値	ゲリラ豪雨等の対応には、日頃からの点検・清掃が必要であり、既存施設の機能を最大限とするため、雨水樹の清掃件数
6-5-1	治安対策の推進	区内の刑法犯認知件数[件]	3,193件	2,600件	2,100件	152%	③上記の間の値を設定	現状で実現できる限界の目標値を設定。	環境浄化パトロール実施回数[回]	15回	120回	120回	800%	④その他	年間実施の現実的な最大値であり、3日に1回実施している状況となる。
6-5-2	交通安全対策の推進	区内の自転車乗用中の交通事故発生件数[件/年]	246	221	196	126%	③上記の間の値を設定	食品配達サービスの普及など自転車を取り巻く環境が変化しているが、過去の推移を基に、更なる減少を目指した目標値を設定。	幼児・児童及び高齢者用自転車ヘルメット補助個数[個/年]	602	625	650	108%	②達成を見込める現実的な数値	過去の推移を基に、現実的な目標値を設定。
7-1-1	新たな価値を生み出すビジネス支援	区内新設法人数[件]	1,388	1,450	1,550	112%	②達成を見込める現実的な数値	過去の新設法人数の実績を考慮し、5年間で5%の増加を見込んで算定	起業支援者数+特定創業証明書発行件数[件]	249	275	300	120%	②達成を見込める現実的な数値	現状の体制で実現可能と思われる最大値を目標値に設定
7-1-2	地域産業の活力創出	商店街イベント事業来場者数[万人]	114	125	135	118%	②達成を見込める現実的な数値	商店街数の推移と過去の実施状況を踏まえ達成を見込める最大値を設定	商店街イベント事業件数[件]	27	60	65	241%	②達成を見込める現実的な数値	商店街数の推移と過去の実施状況を踏まえ達成を見込める最大値を設定
7-1-3	権利と責任による消費者市民社会の形成	「消費生活でトラブルに悩まされず、相談窓口も充実している」と思う区民の割合[%]	9.7	12	14.5	149%	②達成を見込める現実的な数値	現在の体制での今後の啓発事業の実施回数や参加見込み者数を踏まえた推計最大値を設定	出前講座等参加人数[人]	491	600	700	143%	②達成を見込める現実的な数値	現状の体制で実現可能と思われる最大値を目標値に設定
7-2-1	観光資源の発掘と活用	「豊島区を魅力ある観光地として他人に紹介できる」と思う区民の割合[%]	28.9	33.0	38.0	131%	③上記の間の値を設定	区民意識調査に入れ込んだ初めての調査項目であり、理想値と現実的な値の間をとった目標値とした。	トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数[人]	69,717	200,000	300,000	430%	①あるべき姿の理想値	トキワ荘マンガミュージアムのみでなく、街に広がるマンガゆかりの関連施設で連携し、街の魅力を高め、地域に訪れる理想の目標数値を設定
7-2-2	魅力的な観光情報の発信強化	「区の観光情報を提供するのための素材を簡単に手に入れられる」と思う区民の割合[%]	20.8	27.0	32.0	154%	②達成を見込める現実的な数値	過去の区民意識調査の数値を踏まえて達成しうる数値を記載	区ホームページ月平均アクセス件数(観光)[件]	135,159	200,000	300,000	222%	①あるべき姿の理想値	Webによる情報収集が活発になるなかで、今後のIKE-CIRCLEの充実などを加味したうえでの想定しうる最大値の数値を目標値とした。
7-2-3	交流都市との共生の推進	「区内で地方の特産品や観光情報などを入手する機会がある」と思う区民の割合[%]	20.7	27.0	32.0	155%	②達成を見込める現実的な数値	事業の実施により区民意識調査の質問内容に関する理解が各年1ポイントずつの上昇を見込むかたちで目標値を設定した。	ファーマーズマーケット出店自治体数[件]	7	50	100	1429%	②達成を見込める現実的な数値	区民と交流都市との接点としてファーマーズマーケットへの出店自治体数(延べ)を選定した。概ね半数程度の交流都市の出店を目標とした。
7-2-4	多様な来街者への受入環境の整備	区内を訪れた国内外の人々に満足いただける受け入れ環境が整っている」と思う区民の割合[%]	15.6	20.0	25.0	160%	③上記の間の値を設定	過去の区民意識調査の数値を根拠に達成可能性を見込める数値を記載	外国語観光ボランティアガイド年間活動延べ人数[人]	76	200	275	362%	③上記の間の値を設定	コロナ禍により登録ボランティアの活躍の場がない状況だが、コロナ前の平成30年度に252件で最高値を出しており、アフターコロナにおけるやや高めの実現的な目標値として設定
8-1-1	文化芸術の鑑賞・参加機会の創出	「文化芸術に触れる機会が多くなった」と思う区民の割合[%]	31.4	52.0	62.0	197%	②達成を見込める現実的な数値	平成29年度以降、本指標は概ね2ポイントずつ上昇しているところ、このペースでの上昇を維持する目標値とした。	区立劇場、ホール、野外劇場の年間来場者数[万人]	12.5万人	50.4万人	50.4万人	403%	①あるべき姿の理想値	芸術文化劇場、ホール、野外劇場の定員と利用可能日数より算出したもの。50.4万人が概ね最大値となるので25年と30年が同一値となる。
8-1-2	地域文化・伝統文化の継承と発展	「歴史的財産である文化財や文化資源が大切に保存・活用されている」と思う区民の割合[%]	33.2%	49.0%	60.0%	181%	①あるべき姿の理想値	数値は、頭打ちしているが、保存活用事業を周知し、大きく改善を図ることを目標とした。	郷土資料館・雑司が谷旧宣教師館・鈴木信太郎記念館の入館者数及びワークショップ・イベント参加者数[人]	28,121人	41,208人	55,000人	196%	①あるべき姿の理想値	コロナ禍による臨時休館やイベント等の中止が多く、大きく落ち込んでいるが、コロナ前の数値5万3千人を超える5万5千人を目標とした。
8-2-1	多様な学習活動の支援と学びの循環の創造	「学んだことを地域で生かして活動をしている」と思う区民の割合[%]	8.5	9.4	10.4	122%	①あるべき姿の理想値	地域文化創造館で実施している事業に参加したことがあると回答した人の割合(成果指標①)のうち20%が活動をしていると数値目標を設定。2021年実績、事業に参加したことがある区民の割合が、36%、地域で活動をしている区民の割合が、7.4%。	学習成果の発表機会数[回]	91	620	670	736%	②達成を見込める現実的な数値	2025年までにコロナ前の水準に戻し、2030年に向けて1年間に10の増を想定。

施策の進捗状況を測る参考指標の目標値の設定根拠について

施策番号	施策名	成果を測る参考指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠		活動指標	現状値 (2021年) <small>※ない場合は2020年 以前の数値</small>	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	参考 対2020 比	2030目標値の設定根拠	
							設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)						設定目標の水準	目標値の算定根拠 (なぜその数値にしたのか)
8-2-2	スポーツ・レクリエーション活動の推進	「週に1回以上スポーツを実施する」18歳以上の区民の割合【%】	49.0	70.0	70.0	143%	①あるべき姿の理想値	「東京都スポーツ総合推進計画(平成30年3月策定)」と同じ目標値とした。	区立体育施設利用者数【人】	705,589	1,450,000	1,580,000	224%	②達成を見込める現実的な数値	コロナ前の利用者数の回復を目指すとともに、過去の推移を参考に年間利用人数の増加を想定した。
新たな行政経営①	スリムで変化に強い行政経営システムの構築	あなたは、区内の経済状況や区民需要の変化に応じた柔軟な区政運営ができていますか【%】	49.6	55.0	60.0	121%	①あるべき姿の理想値	現状値や、内閣支持率等の数値を踏まえ、現実的な目標値として2030年に60%とした。	行政評価実施事業数	363事業	630事業	630事業	170%	②達成を見込める現実的な数値	行政評価の実施数は予算事業区分と評価対象の規定により変動するが、それらの変更を想定していないため現状維持を目標とした。
新たな行政経営②	適正な定員管理	職員給比率※【%】 ※職員給÷経常一般財源等×100	17.0% (速報値)	17.0%	17.0%	100%	④その他	現状値を踏まえ、令和2年度の決算値(速報)をベースに設定した。	区管理職に占める女性の割合【%】	21.2	30.0	30.0	142%	①あるべき姿の理想値	豊島区職員のライフステージ応援計画(特定事業主行動計画)、としま男女共同参画推進プランの目標値
新たな行政経営③	デジタルガバメントの構築	オンライン手続きメニュー数【件】	23	80	200	870%	①あるべき姿の理想値	令和2年度23区TOPの中野区(222件)と同等レベルまでもっていくことを理想値と設定	コンビニ交付発行件数【件】	92,763	140,000	240,000	259%	①あるべき姿の理想値	年間総手続き数(窓口等)30万件的のうち8割を理想値と設定
新たな行政経営④	持続可能な財政構造の確立	経常収支比率【%】	85.9	70~80	70~80	107%	①あるべき姿の理想値	一般的に、70~80%が適正水準とされているため、	特別区民税収納率【%】	96.81	97.26	97.76	101%	②達成を見込める現実的な数値	直近3年の上昇ポイント平均+0.15pを踏まえ、現状の体制で実現できる現実的な目標値を設定
新たな行政経営⑤	まちの魅力を高め、区民の生活を支える戦略的な情報発信	区政情報が伝わっていると感じる区民の割合【%】	49.0	60	80	-	①あるべき姿の理想値	情報入手チャネルの多様化に応じた、きめ細やかな情報発信により、多くの区民に区政情報が着実に伝わることを目指した理想値を設定。	新聞(6大紙+都政新報)の掲載率【%】	53.0	63.0	75.0	142%	①あるべき姿の理想値	職員の広報マインドの醸成等により、メディアを活用した戦略的な広報が展開されていることを目指した理想値を設定。
新たな行政経営⑥	公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントの推進	区が保有及び管理する施設の延床面積	約44.3万㎡	約45.1万㎡	約45.1万㎡	102%	③上記の間の値を設定	建物施設の保有量は、改修・改築費や維持管理経費の増減につながる指標であることから設定した。	橋梁及び公園施設の長寿命化進捗率	橋梁33%	橋梁33%	橋梁66%	200%	③上記の間の値を設定	橋梁及び公園施設が中長期的に安全に維持されていくことを示す指標であることから設定した。
		S44年以前の区が保有する施設の延床面積	約9.0万㎡	約7.7万㎡	約7.7万㎡	117%	③上記の間の値を設定	高度経済成長期に集中して建設された施設更新が課題となっているため、その更新状況を把握するために設定した。		公園37%	公園73%	公園100%	270%	③上記の間の値を設定	

※設定目標の水準は4つから選択(①あるべき姿の理想値、②達成を見込める現実的な数値、③上記の間の値を設定、④その他)

豊島区政策評価委員会委員名簿（令和3年度）

職名	氏名	役職等
委員	いのまた こういち 猪岐 幸一	公認会計士
委員	おおさき えいじ 大崎 映二	行政アドバイザー
委員	はらだ ひさし 原田 久	立教大学法学部教授
委員	ふじた ゆきこ 藤田 由紀子	学習院大学法学部教授
委員	ますだ なおこ 益田 直子	拓殖大学政経学部准教授
委員	おくしま まさのぶ 奥島 正信	豊島区政策経営部長
委員	ふじた ちから 藤田 力	豊島区総務部長

※敬称略・有識者委員は五十音順。赤字は今年度からの変更点

政策評価委員会に係る条例の抜粋

○豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年条例第16号）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、区長及び教育委員会（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、担任する事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表担当事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、学識経験者その他それぞれの附属機関の担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第5条 執行機関は、必要があると認めるときは、附属機関に専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表

(1) 区長の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
豊島区政策評価委員会	区の政策、施策及び事務事業に係る評価及び審査に関すること。	13人以内	委嘱又は任命された日からその日の属する年度の末日まで

○豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

(平成26年条例第39号)

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置した執行機関の附属機関の構成員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(報酬額)

第2条 委員に対しては、別表の定めるところにより報酬を支給する。ただし、区の常勤の職員である者に対しては、支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 委員の報酬は、次の各号に定める日に支給する。

(1) 日額を支給単位とする委員の報酬は、勤務した当日又は勤務した日以後速やかに支給する。ただし、その月のうち相当日数の勤務をする場合は、その月分をまとめて翌月15日までに支給することができる。

(2) 月額を支給単位とする委員の報酬は、豊島区の一般職の職員の例による。

2 前項に定めるもののほか、報酬の支給方法に関し必要な事項は別に定める。

(費用弁償)

第4条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は職員の旅費に関する条例（昭和50年豊島区条例第26号）に規定する額とし、支給方法は豊島区の一般職の職員の例による。

3 前項に定めるもののほか、特別な事情があるときは、特別車両料金及び特別船室料金を支給することができる。

別表

職名	報酬の額
豊島区政策評価委員会委員	委員長日額 15,700円
	委員日額 13,700円

豊島区政策評価委員会運営要綱

平成 24 年 4 月 1 日
政策経営部長決定

改正 平成 26 年 7 月 7 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成 26 年豊島区条例第 16 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、豊島区政策評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 条例別表に規定する委員会の担任事務は、行政サービス及び区政運営の改善に資することを目的として、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 区が実施する行政評価の実施方法に関すること
- (2) 区が実施した行政評価の結果に関すること
- (3) 基本計画の進捗状況に関すること
- (4) 実施計画の策定に関すること
- (5) 政策提言に関すること
- (6) その他必要な事項

2 委員会は、区が実施する事務事業等を自ら評価し、区長に対し、その結果の報告及び改善策等の具申を行うことができる。

(組織)

第 3 条 委員会は次の各号に掲げる者で構成し、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治体政策又は行政評価に識見を有する者 8 名以内
- (2) 区職員 5 名以内

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、政策経営部企画課及び政策経営部行政経営課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区自治の推進に関する基本条例（平成18年豊島区条例第1）に規定する区長等が設置する審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めることにより、区の政策形成過程における情報を区民に分かりやすく提供し、もって区民の知る権利の保障に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関
- (2) 区長等が規則、規程、要綱等により設置した会議体で、区の計画等の策定又は区行政の総合調整を主な目的とする区の政策形成に関わるもの

(会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。

(会議の非公開等の決定)

第4条 審議会等は、当該審議会等の会議が次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部の非公開を決定することができる。

- (1) 法令等（法律、命令、条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定により非公開とされる場合
- (2) 豊島区行政情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障があると認められる場合

2 審議会等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の傍聴)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認める者の定員を定めることができる。

3 審議会等は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等を所管する事務局（以下「事務局」という。）は、公開する会

議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を、区ホームページに掲載するほか、区広報紙等により事前に区民に周知しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員及び傍聴の申込方法
- (6) その他事前公表が可能な事項
- (7) 問い合わせ先

(会議録の作成)

第7条 事務局は、当該会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 事務局を主管する課の名称
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 議題
- (6) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別
- (7) 会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
- (8) 会議録の公開、非公開又は一部非公開の別
- (9) 会議録を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
- (10) 出席者の氏名等
- (11) 傍聴人の数（会議を公開又は一部非公開とした場合に限る。）
- (12) 審議経過
- (13) 会議の結果
- (14) 提出された資料等
- (15) その他必要な事項

(会議録の公開)

第8条 事務局は、当該会議に係る会議録（会議資料を含む。）を、会議録の確定後速やかに、次に掲げる方法により、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 事務局での閲覧
- (2) 行政情報コーナーでの閲覧及び区ホームページへの掲載
- (3) その他審議会等が指定する場所での閲覧

2 前項の会議録には、原則として第7条に規定する事項を掲載する。ただし、

第4条の規定により、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、当該会議録の公開方法について、当該審議会が決定するものとする。

- 3 審議会等は、会議録の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 事務局は、当該会議資料について、その内容が非公開情報に該当する場合を除き、閲覧に供するなど情報提供に努めなければならない。
- 5 第1項の規定による閲覧は、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度及び翌年度の始めから2年間行うものとする。

(審議会等の概要の公開)

第9条 事務局は、当該審議会等の概要について明らかにするため、毎年4月1日現在における次に掲げる事項を、区ホームページに掲載するものとする。

- (1) 審議会等の名称
 - (2) 設置根拠法令等
 - (3) 設置年月日
 - (4) 所掌事務
 - (5) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別
 - (6) 会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
 - (7) 委員の構成
 - (8) 開催実績
 - (9) その他公表が可能な事項
 - (10) 問い合わせ先
- 2 事務局は、新たに審議会等を設置したとき又は既に設置されている審議会等に変更等があったときは、前項に掲げる事項について、企画課長へ提出するとともに、速やかに区ホームページに掲載するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱)

第10条 審議会等の会議の公開並びに会議録の作成及び公開について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(補足)

第11条 この要綱の対象とならない会議についても、当該会議体の事務局は、この要綱に照らし、会議及び会議録を公開するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、平成20年4月1日以降に開催される審議会等の会議について適用する。

(会議録の指針の廃止)

3 この要綱の施行に伴い、「会議録の作成に関する指針」（平成 13 年 3 月 28 日区長決裁）は、廃止する。

（経過措置）

4 この要綱の施行の際、審議会等の会議録で現に作成されているものについては、この要綱の規定を適用する。

豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱運用指針

第1 目的（第1条関係）

本条は、本要綱の目的を定めたものである。

豊島区自治の推進に関する基本条例第18条は、区長等の説明責任の一環として区長等が設置する審議会等の会議の公開原則を定めている。本要綱は、同条に規定された審議会等の会議の公開に関して必要な事項を定めるものであり、各条項の解釈及び運用は、常に同条例における区政情報の共有の理念に照らして行わなければならない。

第2 定義（第2条関係）

本条は、本要綱の規定が及ぶ審議会等の範囲について規定したものである。

- 1 附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する法律又は条例の定めるところにより、区の執行機関の附属機関として設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。
- 2 「区長等」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- 3 本条第2号の規定は、区長等が規則、規程、要綱等により設置した会議体のうち、その主たる設置目的が、区の計画等の策定又は区行政の総合調整であるものについて、内部会議も含めて本要綱を適用する趣旨である。
- 4 本条第1号又は第2号に該当する会議は、別表のとおりとする。
なお、別表に掲げる会議は、審議会等の会議の新設、改正、廃止、名称変更等に応じて、速やかに見直すこととする。
- 5 附属機関以外の会議で、次に掲げる内容を設置目的とする会議体については、本要綱の対象からは除くものとする。
 - (1) 専ら軽易な連絡調整又は事務説明を目的とするもの
 - (2) 個人や団体の表彰を審査することを目的とするもの
 - (3) 専ら個人に関する情報を基礎として、個人の処遇の判定等の審議、審査等を行うことを目的とするもの
 - (4) 専ら事業者の選定を目的とするもの

なお、本要綱の対象から除かれる会議についても、その会議の公開に当たっては、本要綱の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

第3 会議の公開（第3条関係）

- 1 区行政の透明性、公正性を向上させるため、政策形成過程の情報を可能な限り区民に提供していくという趣旨から、審議会等の会議及び会議録は原則として公開とする。

- 2 「会議」には、附属機関又は会議体自体の会議のみならず、その下部組織として設置する専門委員会、部会等（答申案等を作成する起草委員会に相当するものを除く。）の会議も含むものとする。
- 3 審議会等の会議の委員等には就任依頼時から、事前に本要綱の趣旨である会議の公開原則等の規定について説明をし、了解を得ておくこととする。

第4 会議の非公開等の決定（第4条関係）

- 1 審議会等の会議について、原則に反して、会議の全部又は一部を非公開（以下「非公開等」という。）とする場合は、当該審議会等において決定することとする。
- 2 審議会等が、運営の基本方針として会議の非公開等を決定した場合は、会議開催ごとに非公開等の決定を行う必要はない。ただし、会議の状況により非公開等の取扱いを変更する場合は、審議事項が確定次第決定することとする。
- 3 公開する会議の開催中に、非公開とすべき情報を扱う必要が生じた場合は、非公開とすべき情報に基づく審議事項を後に回し、傍聴者を退席させてから審議するなど工夫をする。
- 4 本条第1項第2号に規定する豊島区行政情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報とは、次のとおりである。

【参考】

豊島区行政情報公開条例

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

(1) 法令等（法律、命令、他の条例又は規則をいう。以下同じ。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の要求若しくは指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、又は特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることはないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、犯罪の発生を招くおそれのある情報
- (5) 区の機関の内部若しくは相互間又は区の機関と国等(国、独立行政法人又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)若しくは公開請求者以外のものとの間における審議、検討、協議、調査研究等(以下「審議等」という。)に関する情報であつて、公にすることにより、当該審議等又は当該審議等の結果に基づいて区の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- (6) 区の機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- (7) 区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

5 本条第1項第3号中「当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障があると認められる場合」とは、当該会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障をきたすことが明らかに予想される場合をいう。

- 6 審議会等の会議の非公開等を決定した場合は、区ホームページに掲載する審議会等の概要に非公開理由を明記する。
- 7 当該会議が、新設又は委員等の改選期に当たる場合等で、会議の方針が決定されていないときは、審議会等の概要の「会議の公開」欄を「非公開」とし、その理由を明記する。ただし、事前に委員等に会議の公開について了承を得ているときには、「公開」とする。

第5 会議の傍聴（第5条関係）

- 1 審議会等は、会議の実情に応じて、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。
- 2 傍聴に係る手続その他必要な事項は、当該審議会等が定めることとする。

第6 会議開催の周知（第6条関係）

本条は、会議の公開を区民に周知するため、事前公表の周知方法等について定めたものである。

- 1 区民への周知方法は、区ホームページ及び区広報紙への掲載によるものとし、その他ポスターの掲示、チラシの配布等の手法を幅広く活用するものとする。
- 2 本条に規定する会議開催の周知事項のうち、議題については、区広報紙等への掲載が困難な場合には、省略することができる。
- 3 当該会議が、新設又は委員等の改選期に当たる場合等には、本要綱の趣旨に沿って、事前に委員等に会議の公開について了承を得るなど、より広く区民に事前周知するよう努めなければならない。

第7 会議録の作成（第7条関係）

- 1 「当該会議の公開、非公開にかかわらず」とは、会議の非公開が当然に当該会議録の非公開に帰結するものではないから、たとえ当該会議が非公開であっても、会議録を作成しなければならないという趣旨である。
- 2 本条第2項に規定する会議録の様式は、原則として別記第1号様式とする。
ただし、事務処理上の困難その他相当の理由があるときは、当該審議会等が決定することにより、会議録の記載事項のうち、審議経過については審議の録音をもってこれに代えることができる。
なお、審議経過の記載方法については、当該審議会等において決定するものとする。
- 3 事務局は、会議録の記載内容について、審議会等の会議の代表者又は当該代表者が指名した者の確認を得るものとする。ただし、審議会等において別段の確認方法を定めたときは、その定めによる。

第8 会議録の公開（第8条関係）

- 1 会議録は2部作成し、1部を区民相談課長に提出し、1部を当該所管課長において閲覧に供する。同様に、会議録を区ホームページに掲載するものとする。
- 2 区民相談課長は、前項の規定により提出された会議録を行政情報コーナーに備え置き、閲覧に供することとする。
- 3 第4条の規定により、会議の非公開等を決定した会議は、会議録の公開の可否及び会議録の公開方法について、当該審議会等が決定するものとする。
- 4 前項により、会議録の非公開等を決定した場合は、会議録の「公開の可否」欄に非公開理由を明記する。
- 5 区ホームページに会議資料を掲載することが技術的に困難である場合には、会議録の「提出された資料等」欄に当該資料の表題を掲載することにより、これに代えることができる。
- 6 会議録の閲覧及び区ホームページへの掲載は、本条第5項の規定にかかわらず、審議会の状況に応じ、長期にわたって行うことができる。
- 7 行政情報としての会議録の保存年限は、豊島区文書保存規程（平成6年豊島区訓令甲第4号）によるものとする。

第9 審議会等の概要等の公開（第9条関係）

本条は、審議会の名称、設置根拠、所掌事務等を明らかにするため、審議会等の概要の作成及び公開方法について定めたものである。

- 1 本条に規定する審議会等の概要の様式は、別記第2号様式とする。所管課長は、毎年4月1日現在における審議会等の概要を作成し、区ホームページに掲載するものとする。
- 2 新たに審議会等を設置したとき又は既に設置されている審議会等の名称変更、改正、統合、終了、廃止等の変更があったときは、所管課長は、変更内容を反映させた審議会等の概要を作成し、企画課長に提出する。同様に、当該概要を、区ホームページに掲載し、速やかに区民へ周知するよう努めなければならない。

第10 特別の定めがある場合の取扱（第10条関係）

本条は、法令等に会議録の作成及び公開の手続が定められている会議の会議録については、本要綱を適用しないことを定めたものである。

第11 対象とならない会議の取扱（第11条関係）

本条は、区民への説明責任の観点から、本要綱の対象からは除かれる会議であっても、会議録を作成し、会議及び会議録を公開するよう努めることが望ましいことを示すものである。

附則関係

- 1 本要綱は、区長決定の日から施行し、平成20年4月1日以後開催する審議会等の会議に適用するものとする。
- 2 審議会等の会議録のうち、本要綱施行時に現に作成しているもの及び、従前より区ホームページ又は行政情報コーナーにおいて会議録を公開しているものについても、本要綱の対象とするものとする。

附 則

この運用指針は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この運用指針は、平成29年2月8日から実施する。

附 則

この運用指針は、平成30年9月1日から実施する。

別表

(1) 附属機関

(平成 30 年 6 月 1 日現在)

NO.	会議体の名称	事務局
1	豊島区基本構想審議会	政策経営部 企画課
2	豊島区自治推進委員会	政策経営部 企画課
3	豊島区政策評価委員会	政策経営部 企画課
4	旧第十中学校跡地活用等基本計画検討委員会	政策経営部 企画課
5	豊島区公の施設指定管理者審査委員会	政策経営部 行政経営課
6	豊島区国際アート・カルチャー都市懇話会	政策経営部 区長室
7	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	政策経営部 区民相談課
8	以下 (略)	

(2) 区の政策形成に関わる会議

(平成 30 年 6 月 1 日現在)

(略)

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称			
事務局（担当課）			
開 催 日 時	年	月	日（ ） 時 分～ 時 分
開 催 場 所			
議 題			
公開の 可 否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 人	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委 員		
	そ の 他		
	事 務 局		

審 議 経 過

No. _____

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

会議の結果	
提出された資料等	
その他	

審 議 会 等 の 概 要

名 称			
設置根拠法令等			
設 置 年 月 日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	
区 分	<input type="checkbox"/> 附属機関	<input type="checkbox"/> 附属機関以外で政策形成に関する会議	
所 掌 事 務			
下部組織の名称			
委員の構成	総数	名	うち、公募委員
			名
	委員名簿（別紙様式のとおり）		
	代表者名：	(肩書き)	
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部非公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	一部非公開・非公開の理由：		
会議録の公開	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部非公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	一部非公開・非公開の理由：		
問 合 せ 先	部 課 名 電 話 番 号 メ ー ル ア ド レ ス	部 課 課	
開催状況	【平成 年度】		
	開 催 回 数	審 議 会 等	回
		下 部 組 織	回
	答申書・計画書等		

(開催経過)

【平成 年度】

開催回数

審議会等

回

下部組織

回

答申書・計画書等

(開催経過)

【平成 年度】

開催回数

審議会等

回

下部組織

回

答申書・計画書等

(開催経過)

